



**フランスに入国する外国居住者の皆様、
フランス税関が麻薬の消費と不正取引に関する規定についてお知らせします。**

フランスの法規では、世界保健機関 (WHO) 制定の国際基準に基づき、危険な薬物を以下の四カテゴリーに分類しています。

- 麻薬 (ヘロイン、コカイン、エクスタシー、大麻等)
- 向精神薬 (抗鬱薬、催眠薬等)
- 危険物質 (エーテル、酸等)
- その他特定の医薬品

これらの薬物の消費・輸送・配布は厳しく規制されており、一部の薬物、中でも麻薬は、医療上の使用を除いては全面的に禁止されています。医療上使用される場合は処方箋や医師の証明書を必ず携帯してください。

- 1970年12月31日の法律は、麻薬のカテゴリーに入る物質の違法使用は刑事罰の対象となると規定しています。
- 麻薬の売買あるいは提供は、相手が友人であっても、また少量でも、不正取引とみなされます。
- 麻薬の輸入は、自分の消費のために極少量持ち込むのであっても、フランスの法律では不正取引と見なされます。
フランスの法令は、麻薬の使用や不正取引をそそのかす行為を取り締まりの対象としています。
- 外国人違反者はフランス人違反者と同様の処罰 (禁固刑 / 罰金) を受けます。

麻薬に関するフランスの法令を守らないとどのような罪に問われるかを知っていますか？

1. 麻薬を消費した場合

公衆衛生法典の規定により

- 麻薬の不法使用は禁固一年と罰金3750ユーロに処される軽犯罪です。
- この軽犯罪を犯した人は、上記の刑罰を代替する或いは補完する罰として、麻薬使用の危険についての認識を喚起する有料の研修を受けることを義務付けられます。

2. その他の場合 (輸送・所持・売買等)

刑法典の規定により

- 麻薬の輸送・所持・提供・販売・購入・不法使用は、禁固10年と罰金750万ユーロに処されます。
- 麻薬の不法輸入・輸出をする、偽りの処方箋で麻薬を入手する、或いは麻薬の不法使用を何らかの手段で容易にした場合も、同様の刑罰に処されます。
- 麻薬の不法栽培および／或いは不法製造は禁固20年と罰金750万ユーロに処される重罪で、それが組織された一味の行為である場合は、禁固30年になることもあります。
- 麻薬を個人的に消費したい人に不法販売或いは不法提供した者は、禁固5年と罰金7万5000ユーロに処されることがあり、未成年者に売る或いは提供した場合は、禁固10年と規定されています。

他方、税関法典にも、詳細な刑罰と麻薬所持者の責任が規定されています。

- 正当な理由証明なしの麻薬所持は、最長10年までの禁固刑に処され、違反物・輸送手段・不正隠蔽に利用された物品は没収、そして不正商品価値の5倍を限度とする罰金を税関が徴収します。
- 商品の所持者は不正の責任者と見なされます。不正商品が発見されただけで責任を問われ、善意の立証は被疑者がしなければなりません。

麻薬を買うことは、闇経済を潤わせることを知っていますか？

麻薬不正取引で得た金銭をみかけは合法的な資金にすりかえる、いわゆるマネーロンダリングは、それを承知で行った場合には、禁固10年と罰金75万ユーロに処されます。

贅沢な暮らし振りに見合う所得源を証明できない、あるいは所有物の由来を証明できない人で、しかも付き合い相手に重罪・軽罪に手を染め、とりわけ麻薬の不正取引に関わり、そこから直接・間接の利益を得ている者(一人あるいは複数)がいる場合は、禁固3年と罰金7万5000ユーロに処されます。

麻薬の摂取はあなたの健康を損ない、またあなた自身と周囲の人々に危害を加えたり、公共の秩序を乱す行為に走らせる危険があり、これらの行為はフランスの法令で処罰されることを知っていますか。

要点をまとめると、フランスの法律は

■ **麻薬はどれも同じように取り扱い、麻薬の不正取引も使用 厳しく取り締まるものですが、治療目的のケアも処罰の代替とすると規定しています。**



税関・間接税総局 Direction Générale des Douanes et Droits Indirects
広報部 Bureau Information et Communication
11, rue des deux Communes 93558 MONTREUIL Cedex

Internet : <http://www.douane.gouv.fr>

Infos Douane Service 税関情報サービス - 0 811 20 44 44 (固定電話からの通話は市内料金)
ids@douane.finances.gouv.fr

<http://www.drogues.gouv.fr> / <http://www.drogues-dependance.fr>

Drogues info service 麻薬情報サービス 0 800 23 13 13 (年中無休、匿名で話しができる。固定電話からの通話は無料)
携帯電話からかける場合は 01 70 23 13 13 (市内通話料金)

Ecoute Cannabis 大麻相談 0 811 91 20 20 (年中無休、午前8時より午後8時まで、匿名で話しができる。固定電話からの通話は市内料金)

2009年10月